

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
役員等の報酬等及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 福井県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員に報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって毎月の定まった日に支払うものとする。
- 3 常勤役員には、管理職手当その他の手当を支給することができる。
- 4 役員退職に対する退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員報酬月額、別表第1のとおりとする。

- 2 常勤役員の手当（通勤手当を除く）は、別表第2のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費その他の費用)

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。この場合、常勤役員には、通勤に要する交通費として、本会の職員給与規程に定めるところにより通勤手当を支給するものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担する費用についてはこれを支払うものとし、その額は、別表第3によるものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、法令の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

【別表第1】

常勤役員報酬月額

役職名	金額
専務理事	300,000円以内で、本会理事会が定めるところによる

【別表第2】

常勤役員の手当

役職名	種類および金額
専務理事	本会理事会が定めるところによる

【別表第3】

非常勤役員及び評議員に対する費用の支払い額

内容	支払い額
理事会及び評議員会その他これらに類する会議に出席するため及び監査業務の実施のために要する費用	本会の委員会等委員の費用弁償に関する規程の定めにより算定した額
その他、職務遂行のために実際に要した費用（前項に掲げるものを除く。）	